吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示書面）

2021年6月24日

昭和電工株式会社

昭和アルミニウム缶株式会社

2021年6月24日

東京都港区芝大門一丁目13番9号
昭和電工株式会社
代表取締役社長　森川　宏平

東京都品川区西五反田一丁目30番2号
昭和アルミニウム缶株式会社
代表取締役社長　田代　泰

昭和電工株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び昭和アルミニウム缶株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2021年4月21日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）及び2021年5月27日付けで分割会社と承継会社との間で締結した本吸収分割契約に係る変更覚書に基づき、2021年6月24日を効力発生日として、分割会社のアルミ缶事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、下記のとおり、本吸収分割に係る事後開示をいたします。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年6月24日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過
本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事

項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、該当事項はございません。

(4) 会社法789条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年4月28日付けの官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
承継会社の株主は、完全親会社である分割会社のみであり、本吸収分割をやめることの請求を行う株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過
本吸収分割は、承継会社において会社法第796条第1項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第797条第3項の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年4月28日付けの官報及び日刊工業新聞において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2021年6月24日をもって、分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社のアルミ缶事業に関する権利義務を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ8,832百万円（概算値）及び4,765百万円（概算値）であります。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも2021年6月24日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

本吸収分割に際して、承継会社の資本金及び準備金の額は、いずれも増加していません。

以上



